

【令和7年度版】

井川大日峠のお茶蔵の使用について



静岡市農業政策課

はじめに

静岡市葵区井川大日峠のピクニック広場にあるお茶蔵は平成14年10月に建設されました。

江戸時代に徳川家康公に献上するお茶の貯蔵用施設として造られたとされた蔵を、標高1,000mを超える静岡市葵区井川大日峠に復元したものであり、静岡市のお茶文化を再認識するための施設であります。

お茶蔵は市の行政財産（直接公の目的のために供用されている財産）であり、地方自治法第238条の4第7項では「行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる」とされています。

お茶蔵の目的外使用については「静岡市井川大日峠お茶蔵の目的外使用に関する要綱」に従い決定してまいります。

[もくじ]

井川大日峠のお茶蔵の目的外使用の概要	2
申請の流れ	3
申請書（様式第4号）記入例	4
様式第4号（行政財産目的外使用許可申請書）	5
様式第5号（行政財産目的外使用許可書）	6
搬入・搬出日カレンダー	7
静岡市井川大日峠お茶蔵の目的外使用に関する要綱	8

問合せ

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

静岡市農業政策課 お茶のまち推進係

電話 054-354-2089

FAX 054-354-2482

E-mail nougyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

井川大日峠のお茶蔵の目的外使用の概要

(1) 使用の対象者

- ①駿府本山お茶まつり委員会 ②茶業者 ③その他

(2) 保管できる物

- ①駿府本山お茶壺道中行列で使用する籠、壺及びお茶
- ②静岡市内で生産され、又は加工されたお茶（研究目的又は史実に基づきお茶を保管し、これを販売する目的に限る。）

(3) 保管の優先順位

- ①駿府本山お茶壺道中行列 ②お茶の研究 ③お茶の販売

(4) 使用の申請方法

- ① 令和7年4月1日（火）からの使用分は、令和7年3月21日（金）までに「行政財産目的外使用許可申請書」（様式第4号）をご提出ください。希望者が10区画を上回った場合は、保管の目的、保管期間等をもとに選考となります。

〈提出先〉

静岡市農業政策課

[〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎6階] に持参、郵送

または、[nougouseisaku@city.shizuoka.lg.jp] 宛てにメール

- ② ①以降の使用申請については、保管区画に空きがある場合ご対応をさせていただきます。使用する場合は原則、使用開始予定日の14日前までに市長の許可を受けなければなりませんので、ご注意ください。

(5) 使用料

令和7年度は、1区画あたり22,790円で、1年未満の場合は日割で計算します。

(6) 使用の単位

1区画1㎡です。

(7) 使用の期間

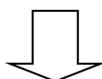
令和7年4月1日～令和8年3月31日までの1年以内です。

(8) 搬入・搬出可能日

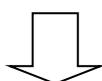
- ①原則、毎月第2・第4金曜日です。市長が指定する者が立会います。
- ②搬出する場合は、予定日の7日前までに農業政策課に電話で申し出て下さい。

申請の流れ

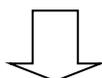
申請者は「行政財産目的外使用許可申請書」（様式第4号）を農業政策課に持参、郵送またはメールする。



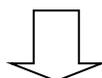
農業政策課が「行政財産目的外使用許可書」（様式第5号）及び使用料の「納入通知書」を申請者に交付（郵送します。）



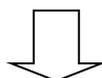
申請者が使用料を納入
「期限：原則、使用開始前日」



保管物の搬入「原則、毎月第2・第4金曜日」
○保管物の一つに許可書の写しを貼ってください。
○搬入時間は立会人と調整してください。
（立会人の連絡先は許可書受渡時にお知らせします。）



保管物の搬出の申出
○搬出予定日の7日前までに農業政策課に電話で連絡
「許可番号、搬出日、個数」



保管物の搬出「原則、毎月第2・第4金曜日」
○許可書の写しを持参してください。
○搬出時間は立会人と調整してください。

行政財産目的外使用許可申請書

令和7年3月19日

(あて先)静岡市長

住所 (静岡市清水区旭町6番8号)

申請者 氏名 (本山まちこ)

電話 054-354-2089

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の目的外使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 所在	静岡市葵区井川3033番地
2 種類	お茶蔵
3 面積	1平方メートル(1区画1㎡です)
4 使用料	円
5 使用期間	令和7年4月11日(金)から令和7年10月10日(金)まで
6 使用目的	お茶の保管、販売のため
7 その他必要事項	段ボール3箱

※期間の日付は、原則、搬入・搬出のできる第2金曜日か第4金曜日として下さい。

様式第4号(第26条関係)

行政財産目的外使用許可申請書

令和 年 月 日

(あて先)静岡市長

住所 ()
申請者
氏名 ()

電話

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の目的外使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 所在	
2 種類	
3 面積	平方メートル
4 使用料	円
5 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 使用目的	
7 その他必要事項	

様

静岡市長 ㊟

行政財産目的外使用許可書

年 月 日付けで申請のあった行政財産の目的外使用については、次の条件を付して許可します。

1 使用を許可する行政財産	
(1) 名 称	
(2) 所 在	
(3) 種 類	
(4) 面 積	m ²
(5) 使用部分	
2 使用を許可する用途	
3 使用を許可する期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 使用料	円
5 使用料の納期及び方法	
6 使用を許可する条件	

搬入・搬出日カレンダー

年 月	第2金曜日	第4金曜日
令和7年4月	11日	25日
令和7年5月	9日	23日
令和7年6月	13日	27日
令和7年7月	11日	25日
令和7年8月	8日	22日
令和7年9月	12日	26日
令和7年10月	10日	24日
令和7年11月	14日	28日
令和7年12月	12日	26日
令和8年1月	9日	23日
令和8年2月	13日	27日
令和8年3月	13日	27日

静岡市井川大日峠お茶蔵の目的外使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、お茶に関する産業の振興を図るため、行政財産である井川大日峠お茶蔵（以下「お茶蔵」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の目的外使用（以下「目的外使用」という。）に供するものとし、目的外使用に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(お茶蔵の所在地等)

第2条 お茶蔵の所在地、構造及び面積は、次のとおりとする。

所在地	構造	面積
静岡市葵区井川3033番地	木造瓦葺平屋	19.83m ²

(対象者)

第3条 お茶蔵の目的外使用の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 駿府本山お茶まつり委員会
- (2) 静岡市めざせ茶どころ日本一条例（平成20年静岡市条例第160号）第2条第3号に規定する茶業者のうち市長が必要があると認める者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

(保管対象物)

第4条 対象者は、お茶蔵を次に掲げる物（以下「保管物」という。）を保管する目的で目的外使用することができる。

- (1) 駿府本山お茶壺道中行列で使用する籠、壺及びお茶
- (2) 静岡市内で生産され、又は加工されたお茶（研究目的又は史実に基づきお茶を保管し、これを販売する目的で保管する場合に限る。）

(保管の順序)

第5条 市長は、お茶蔵の目的外使用を希望する者が複数あるときは、お茶蔵を次に掲げる目的の順で目的外使用させるものとする。

- (1) 駿府本山お茶壺道中行列
- (2) お茶の研究
- (3) お茶の販売

(目的外使用の申請)

第6条 お茶蔵の目的外使用の許可を受けようとする者は、使用開始予定日の14日前まで（使用開始予定日が年度の初日から13日以内の期間にある場合は、使用開始予定日まで）に静岡市財産管理規則（平成15年静岡市規則第50号）に定める手続により、市長の許可を受けなければならない。

(目的外使用料)

第7条 お茶蔵の目的外使用料は、静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（平成15年静岡市条例第59号）の規定により算出した額とする。

(目的外使用の単位)

第8条 対象者は、お茶蔵を1区画（1平方メートル）を単位として目的外使用することができる。

(目的外使用の期間)

第9条 お茶蔵の目的外使用の許可期間は、1年以内とする。

(保管物の搬入方法)

第10条 お茶蔵の目的外使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がお茶蔵に保管物を搬入することができる日は、毎月第2、第4金曜日とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、臨時に搬入させることができる。

2 前項の場合において、使用者は、市長が指定する者の立会いを受けなければならない。

(保管物の搬出方法)

第11条 使用者がお茶蔵から保管物を搬出しようとする場合は、搬出予定日の7日前までに市長に申し出なければならない。

2 使用者がお茶蔵から保管物を搬出することができる日は、毎月第2、第4金曜日とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、臨時に搬出することができる。

3 前条第2項の規定は、保管物の搬出について準用する。

(賠償の義務等)

第12条 使用者は、お茶蔵の目的外使用に際し、お茶蔵又はお茶蔵の設備を亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、使用者がお茶蔵を目的外使用中に保管物について損害を受けても、その損害について一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、使用者のお茶蔵の目的外使用に関する一切について責任を負わないものとし、使用者は、お茶蔵の目的外使用に関して紛争が生じたときは、自ら責任をもってこれを処理しなければならない。

4 市長は、使用者がお茶蔵を目的外使用してお茶を保管した事実について、その証明を行わないものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、お茶蔵の目的外使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。